

【すこやか歳時記】
長月の候



小さな村の取り組みから始まり、全国的に広まった「敬老の日」。地方発のアイデアの励みの日に。

現在では「敬老の日」は9月第3月曜日となっていて今年9月20日です。これは2003年にハッピーマンデー制度が適用されてからのことで、それ以前は9月15日でした。もともとは1947年に兵庫県の小さな村で「お年寄りを大切に、お年寄りの知恵を生かした村づくりをしよう」という思いから「としよりの日」が提唱され、それが全国的に広まったと言われています。

こうした地方発のアイデアや取り組みが、大きな成果につながる事例は少なくありません。出口が見えないコロナ禍でまだまだ苦境は続いています。その状況下でも新たなアイデアや取り組みにチャレンジできることはあるはずです。まずは健康管理を優先しながらも、ぜひ前向きに。

日々是好日カレンダー

9月 SEPTEMBER	
1 水	長月・菊月・寝覚月・夜長月 ・防災の日 ・健康増進普及月間 ・障害者雇用促進月間
2 木	・宝くじの日 ・くつの日 ・VJデー
3 金	・ホームラン記念日 ・ベッドの日 ・クチコミの日 ・グミの日
4 土	・クラシック音楽の日 ・くしの日 ・串の日 オークションの日
5 日	・国民栄誉賞の日 ・建築物防災指導週間（～11日）
6 月	・クロスワードの日 ・黒豆の日 ・黒酢の日 ・妹の日
7 火	・白露 ・クリーナーの日 ・CMソングの日
8 水	・国際識字デー ・「明治」改元の日 ・ニューヨークの日
9 木	・重陽の節句 ・救急の日 ・温泉の日 ・世界占いの日
10 金	・雇用保険被保険者資格取得届の提出
11 土	・高齢者交通安全週間（～20日） ・警察相談の日 ・公衆電話の日
12 日	・水路記念日 ・宇宙の日 ・マラソンの日
13 月	・世界法の日 ・乃木大将の日
14 火	・セプテンバーパレンタイン ・コスモスの日 ・十字架賞賛の日
15 水	・老人週間（～21日） ・大阪寿司の日 ・シルバーシート記念日
16 木	・ハイビジョンの日 ・マッチの日 ・全国海難防止強調運動（～30日）
17 金	・モノレール開業記念日 ・キュートな日
18 土	・満州事変勃発の日 ・かいわれ大根の日 ・島言葉の日
19 日	・苗字制定の日
20 月	・敬老の日 ・秋の彼岸入り ・動物愛護週間（～26日） ・空の日
21 火	・十五夜 ・世界アルツハイマーデー ・秋の全国交通安全運動（～30日）
22 水	・世界ビーチクリーンアップデー ・カーフリーデー
23 木	・秋分の日 ・秋分 ・不動産の日 ・万年筆の日 ・海王星の日
24 金	・清掃の日 ・歯科技工士記念日 ・曇の日 ・みどりの窓口記念日
25 土	・主婦休みの日 ・10円カレーの日 ・藤ノ木古墳記念日
26 日	・秋の彼岸明け ・フープロ記念日 ・核兵器の全面的廃絶のための国際デー
27 月	・秋の社日 ・世界観光の日 ・女性ドライバー誕生の日
28 火	・パソコン記念日 ・プライベートデー ・世界狂犬病デー
29 水	・クリーニングの日 ・招き猫の日 ・洋菓子の日
30 木	・社会保険料納付期限（月分）

9月から健康保険料・厚生年金保険料が変わります

算定基礎届の提出により決定された標準報酬月額が反映され、9月分から社会保険料が変更になります。給与からの実際の控除月は事業所によって異なりますので、弊所より「社会保険料一覧表」にて個別にご案内させていただきます。保険料率自体に変更はありません。

標準報酬月額	健康保険料	厚生年金保険料	国民健康保険料	国民年金保険料	介護保険料	雇用保険料	労務管理費	合計
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000
2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	14,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	21,000
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	28,000
5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	35,000
6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	42,000
7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	49,000
8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	56,000
9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	63,000
10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	70,000
11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	77,000
12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	84,000
13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	91,000
14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	98,000
15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	105,000
16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	112,000
17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	119,000
18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	126,000
19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	133,000
20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	140,000
21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	147,000
22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	154,000
23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	161,000
24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	168,000
25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	175,000
26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	182,000
27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	189,000
28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	196,000
29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	203,000
30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	210,000

(参考) 令和3年3月分からの社会保険料額表
<https://fukuokaroumu.com/item/R3.3gatsu.syakaihoken.ryougakuhyou.pdf>

★ 青字は人事労務部門に関わる期日です

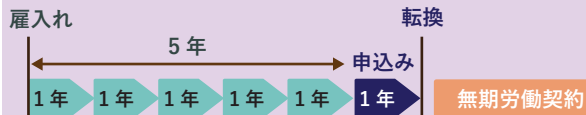
《今月の特集①》第二種計画認定・変更申請手続きについて

70歳までの就業機会の確保と無期転換ルール

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下、「高年齢者雇用安定法」という。)の改正法が2021年4月に施行されました。この改正の重要なポイントは、「70歳までの就業機会の確保」ということです。これまでの「65歳までの就業機会の確保」から、さらに5年間の雇用が事業主に求められることとなります。この改正に罰則はありませんが、行政指導の対象となることもあるため、企業として対応を検討しなければなりません。

また、労働契約法第18条の改正により「無期転換ルール」が施行されました。これは、同一の事業主との間で、有期労働契約が繰り返し更新されて通算で5年を超えた場合、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に変更(転換)するというものです。

【契約期間が1年の場合の例】

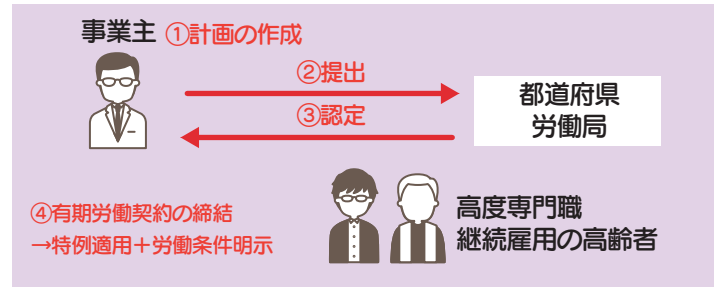


厚生労働省：高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例について 参照

無期転換ルールの適用を避けるために、意図的に無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇等を行うことなどは、法律の趣旨に照らして望ましいものとは言えません。

有期雇用特別措置法の基本的な仕組み

- ①無期転換ルールの特例の適用を希望する事業主は、特例の対象労働者に関して、能力が有効に発揮されるような雇用管理に関する措置についての計画を作成します。
- ②事業主は、作成した計画を、本社・本店を管轄する都道府県労働局に提出します。(注)本社・本店を管轄する労働基準監督署経由でも提出することもできます。
- ③都道府県労働局は、事業主から申請された計画が適切であれば、認定を行います。
- ④認定を受けた事業主に雇用される特例の対象労働者(高度専門職と継続雇用の高齢者)について、無期転換ルールに関する特例が適用されます。(注)有期労働契約の締結・更新の際に無期転換ルールに関する特例が適用されていることを対象労働者に明示する必要があります。



厚生労働省：高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例について 参照

無期転換ルールには、定年後引き続き雇用される有期労働契約の労働者等について、**都道府県労働局長の認定を受けることで、無期転換申込権が発生しない**とする特例が設けられています。

第二種計画認定・変更申請書

福岡労働局：第二種計画認定・変更の申請要領 参照

無期転換ルールの特例の適用を希望するときは「第二種計画認定・変更申請書」を作成の上、都道府県労働局に提出し、認定を受けることになります。

一方、他社で退職(定年退職を含む)した後、有期労働契約で新たに雇用される労働者は、特例の対象にはならず、無期転換申込権が発生することに注意しましょう。

第二種計画認定・変更申請についてご不明な点等ございましたら、お気軽に担当者までお問い合わせください。

《今月の特集②》社会保険調査・社会保険適用拡大について

社会保険調査のポイント

定時決定(算定基礎手続)が終わり、年金事務所の調査が今後増えてきます。年金事務所からの急な調査に動じることがないように日頃の準備が大切です。

調査の際に提出を求められる主な書類は、

- ・直近2年間の賃金台帳
- ・直近2年間の出勤簿・タイムカード等
- ・直近の源泉所得税領収書

それぞれ年金事務所が何を確認しているのかを記載します。

■賃金台帳・出勤簿⇒社会保険に加入すべき人で加入をしていない人がいないかの確認。

(加入できないのに加入した人がいないか)

社会保険の加入要件は正社員・フルタイム労働者はもちろん、パート・アルバイトでも正社員・フルタイム労働者の3/4以上の労働時間・出勤日数がある方は加入の義務が生じます。

■源泉所得税領収書⇒名ばかりの業務委託者がいないかどうかの確認。よくある事案として業務委託者として会社は判断しているが調査で業務委託者ではなく労働者と判断され社会保険への加入を促されることです。業務委託者は源泉所得税を徴収しないことや時間管理(タイムカード等)をしないことなどの条件があります。

労働関係(労働者)と業務委託関係(外注者)の比較

比較項目	雇用関係(労働者)	業務委託関係(外注者)
使用従属性	あり	なし
指揮命令・監督	あり	なし
契約書	雇用契約書	業務委託(請負)契約書
労働基準法	適用あり	適用なし
時間	会社規定により拘束できる(始業から終業まで)	自由
休日	会社規定により指定できる(少なくとも1週間に1回)	自由
有給休暇	あり	なし

社会保険の適用拡大について

対象	要件	平成28年10月～	令和4年10月～	令和6年10月～
事業所	事業所規模	社会保険被保険者数500人超	社会保険被保険者数100人超	社会保険被保険者数50人超
	労働時間	週労働20時間以上	同条件 →	
	賃金	月額88,000円以上	同条件 →	
	勤務期間	継続して1年以上使用される見込みあり	継続して2ヶ月を超えて使用される見込みあり	継続して2ヶ月を超えて使用される見込みあり
	適用除外	学生でないこと	同条件 →	

※事業所は法人番号単位で判断

図のように社会保険加入要件が今後拡大していきます。対象の事業所へは年金事務所の調査が積極的に行われることが予想されますので対象となる事業所は準備が必要です。

適用拡大で予想される問題点

適用拡大で社会保険への加入要件が雇用保険加入者とほぼ同一になることで事業所の社会保険料費用負担が増加されます。事業所だけではなく従業員本人への負担(手取り金額が14%近く減少)も増えることから、

- ・社会保険へ加入しない働き方への変更
- ・社会保険へ加入しなくてもよい事業所への転職

などが予測されます。このことにより人材の不足が懸念されますので適用拡大対象事業所は事前に適用拡大で社会保険へ加入対象となる方への、

- ・事前周知
- ・アンケート等で今後の労働時間やシフトの相談

を行うことをお勧めします。

このように社会保険調査・社会保険適用拡大では様々な準備・対応が必要です。弊社担当者まで事前のご連絡をよろしくお願いいたします。

70歳までの雇用努力義務と65歳以上の副業者への雇用保険適用

高齢労働者に対する改正が毎年進んでおり、時系列でみると、

- ・令和2年4月1日～65歳以上の労働者について雇用保険料の徴収開始
- ・令和3年4月1日～70歳までの就業機会の確保が努力義務化がすでに施行されております。そして来年、
- ・令和4年1月1日～65歳以上の兼業・副業者は労働時間を合算して雇用保険適用

原則、所定労働時間が20時間未満ですと雇用保険の加入要件を満たさないので、65歳以上の兼業・副業者で、次のすべての要件を満たした場合には雇用保険の被保険者となります。

制度の対象者となる要件（雇用保険法第37条の5第1項各号）

- ① 2以上の事業主の適用事業に雇用される65歳以上の者
- ② ①のそれぞれ1の事業主の適用事業における1週間の所定労働時間が20時間未満
- ③ ①のうち2の事業主の適用事業における1週間の所定労働時間の合計が20時間以上

高齢労働者とのかわり方や他事業所での労働時間の把握をどのように行うかが課題になりそうです。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000795630.pdf>

Quiz&Present クイズ&プレゼント

2021年4月に改正法が施行された「高齢者雇用安定法」では、何歳までの就業機会の確保と努力義務が事業主に求められているでしょう。

下記の(A)～(C)の中から正しいものを選んでください。

- (A) 60歳
- (B) 65歳
- (C) 70歳

☆クイズにお答えいただいた方の中から
抽選でQUOカードをプレゼント!



- ▶応募方法: 下記メールアドレスに、
 - ①クイズの答えもしくは番号
 - ②応募者氏名・会社名(店名)・電話番号を明記のうえ、メールでご応募ください。
- ▶応募締切: 2021年9月30日
※賞品発送をもって当選発表とさせていただきます。

応募メールアドレス: mail@fukuokaroumu.com

事務所案内

当事務所は福岡高等裁判所（新庁舎）の南門から徒歩1分です。ミニセミナーの開催も行います。ぜひお気軽にお越しください。

労務ジャパン株式会社
福岡中央労務管理事務所

〒810-0031
福岡市中央区谷2-14-8
TEL 092-734-2300 FAX 092-734-2301
地下鉄七隈線 六本松駅より徒歩5分



すこやか労務月報

[9月版]
No.52

秋から始める、あきらめない健康増進。

厚生労働省が提唱している「健康増進普及月間」が今年も9月1日から30日に実施されます。これは生活習慣病の特性や運動・食事などに関する理解を深め、健康づくりの実践を促進するための取り組みです。その統一標語として「1に運動、2に食事、しっかり禁煙、最後にクスリ～健康寿命の延伸～」が掲げられています。併せて同期間に「食生活改善普及月間」も実施されます。

季節はまさに「味覚の秋」「食欲の秋」「スポーツの秋」を迎えるときに、自分自身でも食生活を見直して、運動不足などの改善も図り、生活習慣病予防を実行してみてください。塩分や糖分の摂取量を減らす、散歩やジョギングを習慣に取り入れるなど、できることから少しずつでもぜひ。



9月の
注意ポイント

- その ① 食事や運動を見直して生活習慣病予防を !!
- その ② 台風などの災害対策と交通事故対策も !!
- その ③ 引き続き感染症や熱中症対策の徹底を !!